

平成31年度 福島県立福島高等学校 I期選抜募集要項

1 実施学科

全日制の課程 普通科

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

3 募集定員

募集定員280名の10%程度

4 出願資格

次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) この要項の「5 志願してほしい生徒」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒

本校は、梅章のおしえ「清らかであれ、勉励せよ、世のためたれ」を教育の基本におき、高い理想と豊かな徳性を備え、広く深い知性と健やかな心身を持つ有為な人材を育成することを教育目標としている。

このことを踏まえ、本校のI期選抜においては、主体的自律的な学習態度を備え、中学校の教科の学習において優秀な成績を収めた生徒のうち、次の①又は②に該当する生徒を求める。

- ① より高度な学習に挑戦して上級学校に進学し、高い専門性を身につけて様々な分野においてリーダーとなり社会に貢献する意欲と実行力を持つ生徒
- ② 部活動や研究活動等に優れた実績を持ち、本校においてもそれらを継続して、高い専門性を身につけて様々な分野においてリーダーとなり社会に貢献する意欲と実行力を持つ生徒

6 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 出願期間

- (1) 平成31年1月17日（木）から1月22日（火）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、402円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、平成31年1月22日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会が作成した用紙）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、提出を免除する場合がある。
 - ③ 志願理由書（本校が作成した、志願理由書①【学習・進学】又は志願理由書②【部活動・研究活動等】）

- ④ 受験票用紙（県教育委員会が作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成した用紙に、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (2) 中学校卒業者及び卒業見込の者で、「2 通学区域の(2)」に該当する者
本校に問い合わせる。
- (3) 上記(1)以外の者
本校に問い合わせる。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

9 選抜方法・選抜資料

- (1) 選抜方法
志願理由書、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、総合的に判定し選抜する。
- (2) 選抜資料
 - ① 志願理由書
本校の「志願してほしい生徒」を踏まえ、本校への志願動機、入学後の抱負、進路希望や将来への夢、中学校の部活動や研究活動等の実績について本人が記入する。
 - ② 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
 - ③ 面接
個人面接を実施する。
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学及び総合的な問題）を含む。
面接については、点数化する。
 - ④ 小論文
小論文を実施する。
ある資料を読み、設問に対する自分の意見等をまとめる小論文とする。
小論文については点数化する。

10 自己申告書の提出

- 中学校において、不登校による欠席日数又は保健室等登校の日数が1年間で30日以上ある場合、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。（30日未満であっても希望する者は提出できる。）
提出及び受領は次の方法により行う。
- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
 - (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
 - (3) 提出期間は、平成31年1月17日（木）から1月22日（火）までとする。
郵送の場合には、1月22日（火）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

11 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、前記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記8に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

12 願書受付

出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

13 出願の取消し

志願者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。その際、受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 面接・小論文の日時及び会場

- (1) 日 時 平成31年1月31日（木）
〔受付〕 午前8時15分～午前8時30分
〔開始時刻〕 午前9時00分（小論文・個人面接）
- (2) 会 場 福島県立福島高等学校
- (3) 持参物 I期選抜受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食

15 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 選抜の結果は、平成31年2月5日（火）正午以降に、当該中学校長に通知する。合格内定者には、I期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。
- (2) 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を当該中学校長を通して、平成31年2月7日（木）から2月12日（火）正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

16 合格者発表

- (1) 平成31年3月14日（木）正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。

===== 問い合わせ・出願先 =====

〒960-8002

福島市森合町5番72号

福島県立福島高等学校

電話024（535）2391